

職員の健康管理 ～行政からの視点～

横浜市健康福祉局医療安全課
北川 寛直

本日の構成

- 1) 立入検査概要
- 2) 立入検査における行政の視点
(職員の健康管理について)

立入検査の法的根拠



「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、必要があると認めるときは、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。」

(医療法第25条1項)

立入検査に関連する主な法令

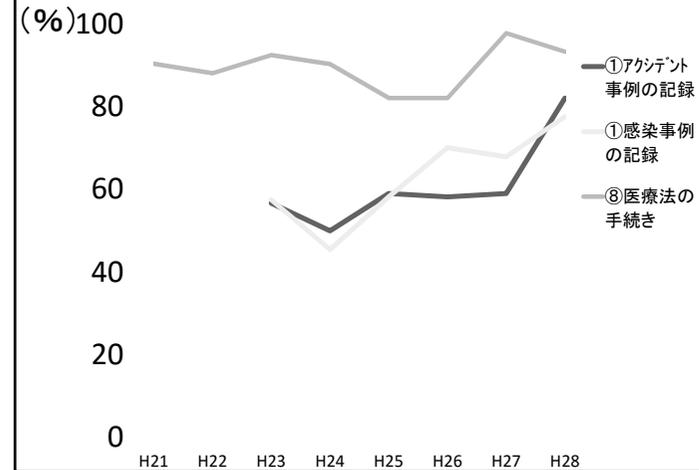
- ・医療法
- ・医師法
- ・歯科医師法
- ・保健師助産師看護師法
- ・薬剤師法
- ・医薬品医療機器等法
- ・麻薬及び向精神薬取締法
- ・毒物及び劇物取締法
- ・労働安全衛生法
- ・感染症法 等
- ・診療放射線技師法
- ・放射線障害防止法
- ・障害者差別解消法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・消防法
- ・個人情報保護法
- ・石綿障害予防規則
- ・電離放射線障害防止規則

H29年度・重点項目（横浜市）

- ①アクシデント・院内感染事例の適切な記録
- ②予期せぬ死亡事例対策
- ③医薬品安全管理体制の確保について
- ④医療機器安全管理体制について
- ⑤医療用具の適正な管理について
- ⑥防犯に対する取組状況について
- ⑦無資格医療の防止について
- ⑧医療法の手続き(建物の構造や用途)
- ⑨アスベスト含有保温材等の調査結果について



重点項目・適合率の年次推移



本日の構成

- 1) 立入検査概要
- 2) 立入検査における行政の視点
(職員の健康管理について)

管理者の監督義務



病院の管理者は、その病院に勤務する医師、
歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督し、
その業務遂行に欠けるところのないよう
必要な注意をしなければならない。
(医療法第15条)

事業者の責務

事業者は、単にこの法律で定める
労働災害の防止のための最低基準を
守るだけでなく、快適な職場環境の実現と
労働条件の改善を通じて職場における
労働者の安全と健康を確保するように
しなければならない。

(労働安全衛生法第3条の1)

作業の管理

事業者は、労働者の健康に配慮して、
労働者の従事する作業を適切に
管理するように努めなければならない。



(労働安全衛生法第66条の3)

定期健康診断

事業者は、常時使用する労働者に対し、
1年以内ごとに1回、定期的に、
以下の項目について医師による健康診断を
行わなければならない。

- ① 既往歴、業務歴 ② 自覚症状、他覚症状
- ③ 身長、体重、腹囲、視力、聴力
- ④ 胸部エックス線及び喀痰検査 ⑤ 血圧測定
- ⑥ 貧血 ⑦ 肝機能 ⑧ 血中脂質 ⑨ 血糖 ⑩ 尿
- ⑪ 心電図

(労働安全衛生規則第44条)

常時使用する労働者とは…

次の(1)と(2)のいずれの要件をも満たす場合。

(1)期間の定めのない契約により使用される者。
1年以上使用されることが予定されている者、
及び更新により1年以上使用されている者。

(2) 1週間の労働時間数が
同種の業務に従事する通常の労働者の
1週間の所定労働時間数の4分3以上であること。

(平成19年10月1日基発第1001016号通達)

一般健康診断を実施することが 必要なパートタイム労働者

・正社員の週所定労働時間の3/4以上働く
パートタイム労働者に対しては、
健康診断を実施する義務がある。

・正社員の週所定労働時間の1/2以上3/4未満
働くパートタイム労働者に対しては、
「健康診断の実施が望ましい」とされている。
…努力義務

結核の定期健康診断

事業者等の長は、
業務に従事する者らに対して、
結核に係る定期の健康診断を
行わなければならない。

(感染症法53条の2)

健康診断の対象者は、事業者の行う
健康診断を受けなければならない。

(感染症法53条の3)



健康診断の通報又は報告(結核)

健康診断実施者は、
定期の健康診断受診者数
その他厚生労働省令で定める事項を
保健所長を経由して、
都道府県知事に通報又は報告しな
ければならない。

(感染症法第53条の7)

特定業務従事者の健康診断

事業者は、特定業務に常時従事する労働者に対し、配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期的に、医師による健康診断を行わなければならない。
(労働安全衛生規則第45条の1)

<特定業務とは...>

ラジウム放射線、エックス線にさらされる業務、深夜業を含む業務、等
(労働安全衛生規則第13条)

電離放射線・健康診断

放射線業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を、事業者は行わなければならない。

- ① 被ばく歴の有無 ②WBC数及びWBC百分率
 - ③RBC数及びHb又はHt値
 - ④白内障に関する眼の検査 ⑤皮膚の検査
- (電離放射線障害防止規則第56条)
(労働安全衛生法施行令第22条第1項第2号)

放射線診療従事者等の被ばく防止



病院又は診療所の管理者は、放射線診療従事者等が被ばくする線量が実効線量限度及び等価線量限度を超えないようにしなければならない。
(医療法施行規則 第30条の18)



医療従事者の電離放射線に関わる皮膚がんの労災認定について

職種	主な業務内容	電離放射線業務従事通算年数
准看護師	エックス線透視を使用した大腸内視鏡検査時における患者補助等	19年
整形外科医	エックス線透視を使用した脊椎造影、神経根ブロック、椎間板造影ブロック等	16年
診療放射線技師	胃・腸エックス線透視撮影等	30年
整形外科医	エックス線透視を使用した脊椎造影、神経根ブロック、骨折整復固定、矯正骨切り術等	26年

※いずれも慢性放射線皮膚障害の認定要件である25,000mSv以上被ばくしていた。

(平成24年度～平成29年度(9月7日現在))
 労働基準局補償課

給食従業員の検便

事業者は、事業に附属する食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者に対し、その雇入れ又は当該業務への配置替えの際、検便による健康診断を行わなければならない。
(労働安全衛生規則第47条)



定期的な検便義務

調理従事者等は臨時職員も含め、定期的な健康診断及び月に1回以上の検便を受けること。

検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めること。

必要に応じ10月から3月にはノロウイルスの検査を含めること。

(厚生労働省ガイドライン『大量調理施設衛生管理マニュアル』)



参考:「大量調理施設」は、「同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設」と定義。

心理的な負担の程度を把握するための検査等

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。(労働安全衛生法 第66条の10)



医療従事者の勤務環境の改善に関する規程

病院管理者は、勤務する医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるように努めなければならない (医療法第30条の19)

厚生労働大臣は、適切かつ有効な実施を図るための指針を定め、公表するものとする (医療法第30条の20)

医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針

(平成26年9月26日厚労告376)

【体制の整備】病院の管理者の適切な関与の下、病院の実情に応じ、協議組織を設置すること(第5条)

【現状分析】病院の管理者は、病院における医療従事者の勤務環境の現状を定量的及び定性的に把握し、客観的に分析するものとする(第6条)

健康経営 とは…

「企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面においても大きな成果が期待できる」との基盤に立って、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することを意味しています。～中略～

従業員の健康管理者は経営者であり、その指導力の下、健康管理を組織戦略に則って展開することがこれからの企業経営にとってますます重要になっていくものと考えられます。(健康経営研究会)

横浜健康経営認証



横浜市が「健康経営」に積極的に取り組む市内事業所を認証。

- ・認証を受けた事業所の取組は、横浜市のホームページ等で紹介。
- ・保健師、産業カウンセラー等による訪問相談が受けられる。
- ・健康測定機器の貸出しなどが利用可。

平成29年度 認証実績



認証区分	認証事業所名
クラスAAA <8事業所>	(株)旭硝子(株)技術本部商品開発研究所/(株)キクシマ/ 特別養護老人ホームしょうじゅの里三保/ パナソニック(株)コネクティッドソリューションズ社横浜事業場/ パナソニックモバイルコミュニケーションズ(株)/(株)PFU横浜本社/(株)ファンケル/ (株)富士通ワイエフシー
クラスAA <15事業所>	(株)アイネット・データサービス/(株)NSP/KOA(株)新横浜事業所/ (株)ジェイエスピー/(株)JVCケンウッド・エンジニアリング/ 大和リース(株)横浜支店/(株)高島屋横浜店/(株)T&S/土志田建設(株)/ 日鋪建設(株)/(株)ファーストステージ/(株)ベストワン/(公財)横浜市体育協会/ 横浜商工会議所/(福)横浜市リハビリテーション事業団
クラスA <34事業所>	(株)アイネット本社/あおい社会保険労務士法人/曙建設(株)/浅井建設(株)/ 明日の(株)/(有)一建テック/NSMコイルセンター(株)横浜事業所/ (株)岡村製作所/(医)活人会/金港交通(株)/グランコヨー(株)/(株)コモド/ サン建設(株)/山陽印刷(株)/(株)春峰園/(株)新世/(株)ソフテックス/ (株)ダイイチ/(株)ダイエー港南台店/(株)大相建設/ 東京海上ミレア少額短期保険(株)/(株)トライプランニング/日総びゅあ(株)/ 日本テラスキル(株)/日之出産業(株)/(株)プレジャー/(株)マインズクリエイト/ (有)マルニ商店/メディカルフードサービス(株)/(株)ヤマヤ土建/ 横浜環境保全(株)/(公財)横浜YMCA/(福)横浜YMCA福祉会/(株)ヨコレイ